

平成23年3月24日

保険局総務課 課長補佐 尾崎

(直通) 03 (3595) 2550

保険局医療課 櫻井

(直通) 03 (3595) 2577

報道関係者 各位

原発事故に伴い避難又は退避を行っている方等の 窓口負担の取扱いについての周知のお願い

別添のとおり、東北地方太平洋沖地震・長野県北部の地震で被災された方に加え、福島第一・第二原発の事故に伴い内閣総理大臣の指示により避難又は退避されている方は、保険証なしで受診いただくことができ、また、医療機関で窓口負担を支払う必要がないようにしたところですが、福島県からの情報では、いまだ十分な周知が図られていないとのことです。

つきましては、テレビ・ラジオを始めとする各報道機関におかれましては、別添のチラシや以下の例を参考に、改めて、周知のための報道をいただきます。よろしくお願い申し上げます。

(例1)

東北地方太平洋沖地震、長野県北部地震による災害救助法の適用市町村にお住まいの方で、住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災にあわれた方、主たる生計維持者が死亡され又は重篤な傷病を負われた方、主たる生計維持者の行方が不明である方、主たる生計維持者が業務を廃止し又は休止された方、主たる生計維持者が失職し現在収入がない方は、保険証がなくても受診でき、また、医療機関で窓口負担を支払う必要はありません。また、福島第一・第二原発の事故に伴い内閣総理大臣の指示により避難又は屋内に退避されている方も、同様に保険証なしで受診でき、窓口負担を支払う必要はありません。各医療機関におかれましても御理解・御協力の程よろしくお願い申し上げます。

(例2)

福島第一・第二原発の事故に伴い内閣総理大臣の指示により避難又は屋内に退避されている方は、医療機関の窓口で申し出ていただければ、保険証なしで受診でき、窓口負担を支払う必要はありません。

医療機関での受診・窓口負担について

～平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部地震～

1 被保険者証なしで受診できます

- ・被災地の住民であった方は、氏名、生年月日等を申し出るだけで医療機関を受診することができます。
- ・公費負担医療（注）も、手帳等の提示なしに受診できます。
（注）障害者の自立支援医療、生活保護の医療扶助、難病患者の特定疾患治療研究事業等

2. 窓口負担の支払いは猶予又は免除されます

- ・以下の方については、一部負担金等の窓口負担を医療機関で支払う必要はありません。

(1)災害救助法が適用されている被災地域の住民であり、

(2)以下の申し立てを行った方

- ①住宅が**全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災**をした方
- ②主たる生計維持者が**死亡したり、重篤な傷病**を負った方
- ③主たる生計維持者が**行方不明**である方
- ④主たる生計維持者が**業務を廃止・休止**した方
- ⑤主たる生計維持者が**失職し、現在収入がない**方
- ⑥福島第1・第2原発の事故に伴い政府の避難指示・屋内退避指示の対象となっている方（**福島第1原発から半径 30 キロ圏内**）

※ 地震発生後、被災地域から他の市町村に転出された方も対象となります。

- ・上記に該当する方の窓口負担については、後日、改めて市町村、協会けんぽ、健保組合などの加入されている医療保険において、減免又は徴収の猶予が行われます。
- ・医療機関では、上記の申し立てをした方の氏名、生年月日、事業所名、住所、加入している医療保険、連絡先等を聞き取ってカルテに記録していただければ十分です。**罹災証明書等を求める必要はありません。**

※ 制度の詳しい説明は下記にお尋ね下さい。

【照会先】 厚生労働省保険局総務課 直通 03-3595-2550
厚生労働省保険局医療課 直通 03-3595-2577

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部地震に関する厚生労働省からのお知らせ
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014ih5.html>

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る
一部負担金等の取扱に関する照会先(地方厚生(支)局)

23.3.25現在

都道府県	照会先	電話番号
北海道	医療課	011-796-5105
青森	青森事務所	017-724-9200
岩手	岩手事務所	019-907-9070
宮城	指導監査課(宮城)	022-206-5217
秋田	秋田事務所	018-800-7080
山形	山形事務所	023-609-0140
福島	福島事務所	024-503-5030
茨城	茨城事務所	029-277-1316
栃木	栃木事務所	028-341-2009
群馬	群馬事務所	027-896-0488
埼玉	指導監査課(埼玉)	048-612-7508
千葉	千葉事務所	043-379-2716
東京	東京事務所	03-6692-5119
神奈川	神奈川事務所	045-270-2053
新潟	新潟事務所	025-364-1847
山梨	山梨事務所	055-206-0569
長野	長野事務所	026-474-1002
富山	富山事務所	076-439-6570
石川	石川事務所	076-210-5140
岐阜	岐阜事務所	058-269-3313
静岡	静岡事務所	054-355-2015
愛知	指導監査課(愛知)	052-979-7380
三重	三重事務所	059-213-3533
福井	福井事務所	0776-25-5373
滋賀	滋賀事務所	077-526-8114
京都	京都事務所	075-256-8681
大阪	指導監査課(大阪)	06-4791-7316
兵庫	兵庫事務所	078-325-8925
奈良	奈良事務所	0742-25-5520
和歌山	和歌山事務所	073-421-8311
鳥取	鳥取事務所	0857-30-0860
島根	島根事務所	0852-61-0108
岡山	岡山事務所	086-239-1275
広島	指導監査課(広島)	082-223-8209
山口	山口事務所	083-902-3171
徳島	徳島事務所	088-602-1386
香川	指導監査課(香川)	087-851-9593
愛媛	愛媛事務所	089-986-3156
高知	高知事務所	088-826-3116
福岡	指導監査課(福岡)	092-707-1125
佐賀	佐賀事務所	0952-20-1610
長崎	長崎事務所	095-801-4201
熊本	熊本事務所	096-284-8001
大分	大分事務所	097-535-8061
宮崎	宮崎事務所	0985-72-8880
鹿児島	鹿児島事務所	099-201-5801
沖縄	沖縄事務所	098-951-3030